

# 横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区 第2期地区土地区画整理事業の事業計画にかかる意見書について

## 1. 意見書を出すことが出来る方

- ・利害関係者（地区内及び周辺に土地や建物を所有している方、居住している方等）です。

## 2. 意見書に書けること

- ・意見書に書くことができる内容は、基本的には事業計画の内容についてです。  
※都市計画に定められた事項（都市計画道路、用途地域等）については、意見書の対象となりません。

## 3. 意見書を出したあと

- ・提出された意見書は横浜市都市計画審議会で審査するため、意見書の写しを審議会事務局（横浜市都市整備局企画部都市計画課）に提出します。そこで内容を審査し、意見書に係る意見を採択するか、採択すべきでないとするかの判断をします。
- ・採択の場合は、事業計画に修正を加えた上、再度縦覧させていただきます。
- ・不採択の場合はその旨を通知いたします。よって、意見書には住所・氏名の記載が必要です。

## 4. 意見書の提出方法・提出先・提出期限

提出方法	持参、郵送、電子メール
提出先	<b>【持参・郵送】</b> 〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町 467-23 横浜市都市整備局二ツ橋北部土地区画整理事務所 (電話 045-363-3110、Fax : 045-363-3116) <b>【電子メール】</b> <a href="mailto:tb-futatsubashi@city.yokohama.lg.jp">tb-futatsubashi@city.yokohama.lg.jp</a> (翌営業日までに受信した旨のメールを送信します。受信メールが届かない場合は、上記まで電話で連絡してください)
提出期限	<b>令和8年5月7日(木) 郵送の場合は消印有効</b>
その他	二ツ橋北部土地区画整理事務所の4月10日～5月7日の間の開所日時は、4月10日(月)～4月24日(金)、4月27日(月)、4月28日(火)、4月30日(木)、5月1日(金)、5月7日(木)の午前8時45分から午後5時15分です。この間に意見書を持参された方は事務所入り口門扉横のポストに投函してください。